

## 恋ヶ浜クナイパーク（恋ヶ浜緑地公園）内での キッチンカー等の出店許可について

### 【 目的 】

令和 7 年 3 月 23 日にリニューアルオープンした「恋ヶ浜クナイパーク（恋ヶ浜緑地公園）」について、公園の利用促進や利用者の利便性の向上につながることから、一定の要件の下で、キッチンカー等の出店を許可することとします。

本件は、利用者が快適に過ごせる公園にすることが目的であるため、環境面や衛生面で公園の維持管理に支障が生じることがないように、運用のルールを定めるものです。

### 【 営業を許可する場所 】

恋ヶ浜クナイパーク（恋ヶ浜緑地公園） 下松市大字東豊井 5 5 1 - 1  
管理棟前スペース（1 区画：7 m × 4 m）



### 【 運用を開始する時期 】

令和 7 年 5 月から

## 1 営業できる者

次の要件をすべて満たす者とする。（食料品（飲食物）の販売に限る。）

- （１）食品の調理を目的とした設備を備えた車両、自動車による調理営業の許可を受けている車両（キッチンカー等）であることを原則とする。それ以外については、下松市の許可を得ること。
- （２）営業許可、食品衛生責任者等、営業に必要な資格を有していること。
- （３）消費者に対する賠償保険に加入していること。
- （４）下松市観光協会に加入していること（下松市観光協会会員であること）。
- （５）下松市暴力団排除条例（平成２３年９月１３日条例第１６号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係を有しない者であること。
- （６）長さ７ｍ、幅４ｍ（２８㎡を標準）の区画内で営業できる車両であること。

## 2 営業の条件

- （１）営業可能日は、原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。ただし、１２月２９日から１月３日まで（年末年始）を除く。
- （２）車両の乗入れ可能時間は、原則として、９時から１６時３０分までの間とする。（１６時３０分までに退出すること。）
- （３）火気（発電機等を含む）を使用する場合は、消火器を設置すること。
- （４）電源の使用は、１台につき１電源（１５００Ｗ）までとし、追加の電源は事業者で準備すること。
- （５）車両の周辺にゴミ箱等を設置し、営業に伴い排出される廃棄物の回収を行うと共に園内への投棄防止の啓発を行うこと。
- （６）営業終了後、自車の営業により発生したゴミが園内に放置されていないか巡回点検の上、回収すること。
- （７）公園内は、最徐行すること。（多目的広場・遊具広場・芝生広場等に車両を乗入れないこと。）
- （８）市場価格を著しく上回る価格で販売しないこと。
- （９）営業開始前に、管理棟内の管理事務所において諸手続きを行うこと。

## 3 禁止事項

- （１）公園の水道を使用した食器等の洗浄。
- （２）側溝等へのゴミ、汚水等の排出。
- （３）酒類の提供。
- （４）公園の施設、設備等が破損するおそれのある行為。（破損した場合、原状回復又は原状回復費用を請求します。）

## 4 手続き

出店日については、原則、下松市観光協会において調整します。

(営業可能台数は、1日につき3台まで)

＜出店日：当日の流れ＞

- ① 9時以降に車両の乗入れを行う。
- ② 営業開始前に、管理棟内の管理事務所において、「都市公園内行為許可申請書」に記入し、提出する。
- ③ 管理事務所の担当に使用料「550円」の支払いをする。
- ④ 管理事務所の担当から「使用料預り証」を受領する。
- ⑤ 営業開始(電源の使用：1台につき1電源(1500W)まで)
- ⑥ 営業終了(営業終了を管理事務所まで報告する。)
- ⑦ 16時30分までに退出する。

※後日、下松市から「都市公園内行為許可書」及び「使用料領収証書」を送付します。

※当日、荒天・雨天等の天候不良や、やむを得ない事情などにより、出店を中止する場合は、管理事務所(TEL：0833-30-0095)へ連絡すること。

## 5 使用料

使用料は、車両の大きさと立て看板などの営業に必要な備品等の合計で、長さ7m、幅4mの28㎡を標準とし、「1㎡1日につき18円」に100分の110を乗じて得た額とする。(下松市都市公園条例第10条、下松市道路占用料徴収条例第2条)

$$28\text{㎡} \times 18\text{円} \times 110 / 100 = 554\text{円} \div 550\text{円}$$

(※10円未満の端数は切り捨てる。)

なお、支払済の使用料は、原則として還付しない。

## 6 その他

許可条件違反、大規模災害発生等の事由により必要なときは、許可の取消し等を行うことがあります。(下松市都市公園条例第11条)

本取扱いについては、公園の管理や公園利用者の状況により、予告なく変更・改定・廃止する場合があります。

## 7 お問い合わせ

### (1) 下松市 都市政策課 公園緑化係

- ・キッチンカー等の出店許可について全般に関すること

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所

開所時間 8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く平日）

TEL：0833-45-1857

FAX：0833-45-1830

メールアドレス：toshisei@city.kudamatsu.lg.jp

### (2) 恋ヶ浜クナイパーク（恋ヶ浜緑地公園）管理事務所

- ・出店日当日の連絡先（土日祝日）

開所時間 9時から17時まで

TEL：0833-30-0095

### (3) 下松市観光協会

- ・下松市観光協会への加入に関すること
- ・出店日の調整に関すること

〒744-0011 下松市大字西豊井1247 下松駅南口

下松市観光協会事務局

開所時間 9時から16時30分まで

休日：月・木 ※祝日の場合は振替

TEL：0833-45-6911

FAX：0833-41-9300

メールアドレス：kankou@kudamatsu-cci.or.jp